

消臭剤（上期）仕様書

期 間 令和7年4月1日 ~ 令和7年9月30日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 趣 旨	<p>この仕様書は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が購入する消臭剤（以下「薬品」という。）について、必要な事項を定めるものである。</p>
2 規 格 等	<p>納入者は、次の仕様等に基づき薬品を納入するものとする。また、その薬品は、下水汚泥から発生する臭気に対し効果的な消臭性能を有するものであり、速効性及び持続性に優れたものとする。</p> <p>(1) 品名 消臭剤（脱水機供給汚泥添加型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主成分：過酸化水素水 28～30（wt%） ・ 硝酸ナトリウム 30～32（wt%） ・ 外 観：無色透明液体 ・ 比 重：1.35～1.40 ・ p H：0.4～1.4 ・ 粘 度：5.1～5.9mPa・S（20℃） ・ 過酸化水素濃度安定度：98%以上（試験法：JIS K1463 過酸化水素 5.4安定度） <p>(2) 安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R法で指定する第1種指定化学物質については、含有率1%未満であること。ただし、特定第1種化学物質については、含有率0.1%未満とする。 ・ 脱水及び焼却において有害物質の発生がないこと。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品は、消防法の適用を受けないこと。 ・ 納入者は、特許権など法令に基づき保護される権利の対象となっている材料、製造方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 ・ 脱水設備、焼却設備の運転に対して支障を与えないこと。 ・ p Hの規格について、消臭性能を満たすものでない、設備に支障をきたすなどの管理運営上の障害が確認された場合は、p Hの規格を0.4～0.9へと変更する。
3 規格の遵守	<p>納入者は、薬品の規格を遵守し、規格外の薬品を納入しないこと。</p> <p>また、規格外の薬品を納入したため、明らかに納入者の責に帰すべき障害を生じた場合は、納入者が障害の復旧の責任を負うものとする。</p>

4 品質の報告

納入者は、契約期間内に1回以上実機で消臭効果試験、最適注入条件試験を行い、報告書を該当支社に提出するものとする。

納入者は、納入ごとに出荷報告書を該当支社に提出し、また、別添1について分析し報告するものとする。検査及び試験において、不適正なものが確認された場合は、速やかに交換等の処置を講じるものとする。

納入者は、3ヵ月に1回以上、別添2の消臭効果の分析を実施し、薬品が適正であることを確認し報告すること。

なお、実機試験における測定については、連続測定機器などを使用し行うものとする。また、データ採取の時には公社立会のうえ行うものとする。

5 薬品の分析

公社は、必要に応じて、公社が採取した試料を公社が指定する第三者分析機関で納入者の負担にて分析し、その結果を分析報告書として提出させることができるものとする。

6 納入場所及び 納入予定数量

薬品の納入場所、及び納入予定数量は、別添3のとおりとする。

ただし、納入予定数量は諸条件によって変動することもある。その場合、公社は納入予定数量以下であっても契約を打ち切ることができる。また、納入者は納入予定数量以上であっても納入するものとする。

7 納入方法

納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 納入は、公社指定の日時とする。
- (2) 薬品の納入日時は、原則として日曜、祝日、振替休日を除く日とし、9時から12時及び13時から16時とする。ただし、非常時及び長期にわたる連続休日の場合は、この限りではなく、公社の運転に支障がないよう対応しなければならない。
- (3) 納入者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じるものとする。
なお、納入時などにおいては、現行薬品と反応を起こさないように消臭剤注入設備の洗浄など必要な措置を講ずるとともに、公社と十分協議し行うものとする。
- (4) 納入者は、指定された場所に納入することとする。
- (5) 納入に際しては、公社または公社が指定する者の立会のうえ行うものとする。

8 安定供給

納入者は、薬品の安定供給をはかるため、製造者による供給能力を示

す証明、及び代理店であることの証明を提出すること。

9 安全管理

納入者は、契約後すみやかに製品安全データシート及び緊急連絡体制表を提出すること。

10 計 量

納入者は、納入時に必ず水循環センター内に設置してある計量器（検定合格器）を用いて積載量（総重量・空重量等）を計量するものとする。ただし、計量器が故障、停電、点検等のため使用できない場合は、納入者の負担により他の計量器（検定合格品）を用いて計量するものとする。なお、この場合においては、当該計量器の検定書の写しを提出するものとする。

11 環境配慮への
取組み

環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公社が行う環境に配慮した活動に積極的に協力すること。

12 そ の 他

納入者は、契約締結後速やかに公社と納入方法及び納入手順等の打合せを行うこと。また、納入にあたるすべての者に公社が構築した環境管理システムを十分に理解させ、公社が定めた各手順及び要求事項を遵守し納品作業等を行うものとする。

この仕様書に定めのない事項に関しては、公社、納入者が協議のうえ定めるものとする。

物性試験

1. 主成分（含有量など）
2. 比重
3. pH

消臭効果試験

1. pH
2. ORP (mV)
3. 硫化水素 (ppm)
4. メチルメルカプタン (ppm)
5. 汚泥濃度
6. 汚泥温度
7. 最適注入条件試験

納入場所及び納入予定数量

消臭剤

支社名	名称	住所	予定数量 (t/期間中)	納入量 (t/回)	備考
荒川左岸南部支社	荒川水循環センター	戸田市笹目5-37-14	200	10	
荒川左岸北部支社	元荒川水循環センター	桶川市小針領家939	4	1	
荒川右岸支社	新河岸川水循環センター	和光市新倉6-1-1	64	8	
中川支社	中川水循環センター	三郷市番匠免3-2-2	77	10	センター内2 箇所納入の場合有
古利根川支社	古利根川水循環センター	久喜市吉羽772-1	30	2	
		合計	375		